

指定就労継続支援B型 揖斐川町福祉作業所いずみ 重要事項説明書

ご契約者様に対する就労継続支援B型サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町三丁目3番34号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 大岩 寿喜子（おいわ すきこ）
電話番号	0575-22-2377

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定就労継続支援B型 平成23年4月1日指定
指定事業所番号	2112600230
事業の目的	通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方のうち通常の事業所に雇用されていた方でその年齢、人身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されるに至らなかった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
事業所の名称	揖斐川町福祉作業所いずみ
管理者	柏尾 真道
サービス管理責任者	神山 渉
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪1347-1
連絡先	電話番号 0585-23-1212 FAX番号 0585-23-1156
運営方針	○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ○地域との結び付きを重視し、市町をはじめ関係機関との連携に努める。 ○事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する。
開設年月日	平成2年10月1日
定員	10名

3. サービスに係る施設・設備の概要

敷地面積 1236.00㎡
建物の構造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺（床面積374.135㎡）

○主な設備

設備の種類	室数	面 積	備 考
多目的室	1室	55.5㎡	
作業室1（就労継続支援B型用）	1室	86.97㎡	
作業室2（生活介護用）	1室	20.15㎡	
相談室	1室	17.82㎡	
訓練作業室	1室	18.22㎡	
更衣室	2室	各6㎡	男女別
浴室	1室	5㎡	
屋外作業場	1棟	50.92㎡	
送迎用車両	3台		揖斐川町内送迎

4. サービス提供職員の設置状況

○職員体制

職 種	員 数	常勤換算	備 考
管理者	常勤1名	1	
サービス管理責任者	常勤1名	1	
生活支援員	非常勤1名	0.5	
職業指導員	非常勤1名	1.0	
事務員	常勤1名	0.5	（生活支援員と兼務）
医師	嘱託1名	0.01	

○勤務体制

職 種	勤務時間
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：00～12：00）（13：00～17：00）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～12：00）
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
医師	不定期（利用者の健康管理に必要な時間）

5. サービス提供日とサービス提供時間

- （1）月曜日から金曜日 午前9時から午後3時45分
（2）土曜日 午前9時から午後1時00分（提供日は事業計画に基づく）
（3）日曜日、国民の祝日、夏期休暇（事業計画に基づく年間休日カレンダーに定める日）、年末年始（事業計画に基づく年間休日カレンダーに定める日）を除く。

6. サービスの実施地域

揖斐川町内のほか、定員の範囲内で他の市町村に住所を有する者のうち通所可能な方も対象とします。

7. サービスの内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の希望や家族の意向を踏まえて、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を通じて課題を明らかにした上で、適切な支援内容の把握に基づいた到達目標を設定しケース会議を経て個別支援計画を作成します。
就労支援	施設内就労支援 施設外就労支援
職業指導	生産活動の機会を提供し、労働の意欲や知識、能力の向上を目指した職業指導を行います。主な生産活動の内容は、バリ取りなどの室内作業や、廃油回収などです。 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
生活支援	整容、食事、清掃、金銭感覚など、就労生活に必要な知識、能力向上のための生活支援を日常的に行います。
健康管理	月に1度体重測定日を設けて健康管理に努めます。 年に2度健康診断を行ない、健康管理に努めます。 常時は、衛生面(手洗い、うがい等)に気を配り疾病予防等に努めます。 また、緊急時必要により主治医等に責任を持って引き継ぎます。
送迎	利用者心身の特性を踏まえ、安全に移動が出来るよう支援を行います。
地域生活移行支援	利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等について心身の特性に応じた適切な支援を行います。
情報提供	利用者が望む情報に対して情報収集やその収集方法などについて支援します。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	費用
食事の提供	利用者の希望に応じて、食事を提供します。	実費
生産活動 創作的活動 社会活動	生産活動、創作的活動及び社会活動にかかる費用で、材料費等、利用者に負担していただくことが適当であるものを負担していただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の希望によって行事における材料費等・教養娯楽として必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を負担していただきます。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代。 証明書諸書類の発行代。 社会生活上の便宜にかかる費用。	実費 実費 実費

8. 利用料金

〈別表〉をご参照下さい。

9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但しサービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態に急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者及びその家族の指定する者（身元保証人）に対して緊急に連絡します。

当施設の協力医療機関は下記の医療機関となります

医療機関の名称	いびがわ診療所（揖斐川町福祉作業所いずみ囑託医）
院長名	西脇 健太郎
住 所	揖斐郡揖斐川町三輪2497番地
電 話	0585-22-2000
診療科目	内科・外科・小児科

※協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	施設所有者賠償責任保険

12. 苦情等に関する相談窓口

とうじぎょうしょ 当事業所 とうじぎょうしょ 当事業所 くじょうそうだんまどぐち 苦情相談窓口	まどぐちたんとうしや 窓口担当者 サービス管理責任者：神山 渉 くじょうかいけつせきにんしや 苦情解決責任者 管理者：柏尾 真道 りようじかん ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） でんわばんごう 電話番号 0585-23-1212 たんとうしや ※担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 くじょうけつけばこ ※苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。
だいしうしやいんかい 第三者委員会	ほんじぎょうしょ 本事業所では地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から ほんじぎょうしょ 本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は本事業所へ の苦情やご意見は「第三者委員」に相談することも出来ます（連絡先については事業 所）に掲示してあります。 むらかみ ちゅういち TEL 0575-79-3066 やまぎし みよこ TEL 0585-55-2138 すぎやま えいいち TEL 0585-55-2840
ぎょうせいきかんうけつけまどぐち 行政機関受付窓口	いびがわちやうやくば 揖斐川町役場 いびぐんいびがわちやう 揖斐郡揖斐川町三輪133 TEL0585-22-2111
けん まどぐち しやうかい 県の窓口を紹介	しやうち 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館6F ぎふけんしやかいふくしきぎやうぎかい 岐阜県社会福祉協議会内 県運営適正化委員会 でんわばんごう 電話番号 058-273-1111

13. 虐待防止に関する相談窓口

とうじ ぎやうじよ、ぎやくたい ぼうし 当時業所虐待防止 に関する相談窓口	そうだん たんとうしや 相談担当者 サービス管理責任者：神山 渉 りよう じかん ご利用時間 8：00から17：00（日、祝祭日、年末年始休日をの除く） でんわ ばんごう 電話番号 0585-5-23-1212
---	--

14. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつときだ 別途定める「揖斐川町福祉作業所いずみ 危機対応マニュアル」により、対応いたし ます。
へいじょうじ くんれん 平常時の訓練	べつときだ 別途定める「揖斐川町福祉作業所いずみ 防災計画」にのっとり、昼間を想定した避 難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
	・ じどうかさいほうちき 自動火災報知器 あり（1ヵ所） ・ ゆうどうとう 誘導灯 あり（4ヶ所） ・ ガス漏れ報知器 あり（多目的室他2ヶ所）

防災設備	非常放送設備 なし
消防計画等	カーテン等は不燃性のあるものを使用しております。 消防署への届出日 : 令和6年7月2日 防火管理者 : 管理者 柏尾 真道 (平成24年2月8日修了)

15. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪	事業所営業時間内（平日8：00～17：00）の間をお願いします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全面禁煙になっております。
貴重品等の管理	持ち込みはご遠慮いたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	2 なし		

付則

この重要事項説明書は、平成23年4月1日より施行する。
平成25年3月1日改定
平成26年4月1日改定
平成26年9月1日改定
平成27年4月1日改定
平成27年11月1日改定
平成28年4月1日改定
平成29年4月1日改定
平成30年4月1日改定
令和元年10月1日改定
令和3年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日改定
令和8年4月1日改定

指定就労継続支援B型 揖斐川町福祉作業所いずみ 重要事項説明同意書

私は、指定就労継続支援B型揖斐川町福祉作業所いずみの重要事項説明書の説明を受けて、その内容に同意いたしました。

事業所名 指定就労継続支援B型 揖斐川町福祉作業所いずみ

管理者名 管理者 柏尾 真道 印

説明者職名 サービス管理責任者 神山 渉 印

令和 年 月 日

利用者

氏名 印

身元引受人

氏名 印

【別表】

利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】 利用定員 20人以下 (円／日)

	(円／日)
就労継続支援B型サービス費	6,490

※各種加算料金については、障害者総合支援法に定められた給付額とします。

(1単位：10円)

初期加算	利用者が生活介護事業の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定	30単位/日
送迎加算(Ⅰ)	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定	21単位/日
欠席時対応加算	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定（月4回まで）	94単位/日
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定	187単位/回
	所要時間が1時間未満	280単位/回
利用者負担上限額管理加算	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定	150単位/月
福祉専門職配置等加算Ⅰ	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者35%以上雇用されている場合に算定	15単位/日
福祉専門職配置等加算Ⅱ	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者25%以上雇用されている場合に算定	10単位/日
福祉専門職配置等加算Ⅲ	生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定	6単位/日

もくひょうこうちん たっせいしどういん はいち かさん 目標工賃達成指導員配置加算	こうちん こうじょう けいかく さくせい もくひょうこうちん たっせい と く りくむ しよくいん はい 工賃向上計画を作成し、目標工賃の達成に取り組む職員を配 置した場合に算定	4 5 単位/日
もくひょうこうちん たっせい かさん 目標工賃達成加算	もくひょうこうちん たっせい しどういん はいち かさん たいしやう じぎやうしや こうちん こう 目標工賃達成指導員配置加算の対象となる事業所が、工賃向 上計画に掲げた工賃目標を達成した場合に算定	1 0 単位/日
しよくじ ていきやうたいせい かさん 食事提供体制加算	しゅうにゅう いつてい がくいか りやうしや ようけん み しよくじ ていきやう たい 収入が一定額以下の利用者に、用件を満たして食事提供の体 制を整えて食事を提供した場合に算定	3 0 単位/日
しゅうろういこう れんけい かさん 就労移行連携加算	しゅうろうけいぞく しえん がたじぎやう りやうしや しゅうろういこうしえん りやう はじ 就労継続支援B型事業の利用者が就労移行支援の利用を始め るにあたって、就労移行支援事業所との連絡調整や相談支援 事業所への情報提供などを実施した際に算定	1 0 0 0 単位/回
しゅうろういこうしえん たいせい かさん 就労移行支援体制加算	しゅうろうけいぞく しえん がたじぎやう りやうしや きぎやう しゅうしよく り いじやう 就労継続支援B型事業の利用者が企業などに就職し、1人以上 が前年度中に勤務継続6ヶ月以上を迎えた場合に算定	4 8 ～ 9 3 単位/日 (平均工賃額に応じて)
医療連携体制加算Ⅰ	かんごしよくいん じぎやうしや ほうもん りやうしや にん げんど たい 看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して 看護を行った場合（1時間未満）に算定	3 2 単位/日
いりやう れんけいたいせい かさん 医療連携体制加算Ⅱ	かんごしよくいん じぎやうしや ほうもん りやうしや にん げんど たい 看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して 看護を行った場合（1時間以上2時間未満）に算定	6 3 単位/日
いりやう れんけいたいせい かさん 医療連携体制加算Ⅲ	かんごしよくいん じぎやうしや ほうもん りやうしや にん げんど たい 看護職員が事業所を訪問して利用者（8人を限度）に対して 看護を行った場合（2時間以上）に算定	1 2 5 単位/日
いりやう れんけいたいせい かさん 医療連携体制加算Ⅳ	かんごしよくいん じぎやうしや ほうもん いりやうてき ひつやう りやうしや 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者 に対して看護を行った場合に算定	8 0 0 単位/日 (利用者1人) 5 0 0 単位/日 (利用者2人) 4 0 0 単位/日 (利用者3人以上 8人以下)
いりやう れんけいたいせい かさん 医療連携体制加算Ⅴ	かんごしよくいん かいごしよくいん かくたん きゅういんどう かかわ しどう おこな ばあ 看護職員が介護職員に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場 合に算定	5 0 0 単位/日
いりやう れんけいたいせい かさん 医療連携体制加算Ⅵ	けんしゅう う かいごしよくいん とう かくたん きゅういんどう じっし ばあい さんてい 研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合に算定	1 0 0 単位/日
しかく ちょうかくげんご しやうがいしや しえ 視覚・聴覚言語障害者支 援体制加算Ⅰ	しかく また ちょうかくも げんごきのう じゅうど しやうがい りやうしや 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者 が、50%以上であること。視覚障害者との意思疎通に関し、 専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置し ている場合に算定	5 1 単位/日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅱ しかく ちょうかくげんご しょうがいしゃ しえん たいせい かさん	しかく また ちょうかくも げんごきのう じゆうど しょうがい りようしゃ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が、30%以上であること。視覚障害者との意思疎通に関し、専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置している場合に算定	41 単位/日 たんい にち
重度者支援体制加算Ⅰ じゆうどしゃ しえん たいせい かさん	ぜんねんど りようしゃ なか しょうがいきそねんきん きゆう じゆきゆう りようしゃ 前年度の利用者の中に、障害基礎年金1級を受給する利用者が50%以上いた場合に算定	56 単位/月 たんい つき
重度者支援体制加算Ⅱ じゆうどしゃ しえん たいせい かさん	ぜんねんど りようしゃ なか しょうがいきそねんきん きゆう じゆきゆう りようしゃ 前年度の利用者の中に、障害基礎年金1級を受給する利用者が25%以上50%未満いた場合に算定	28 単位/月 たんい つき
集中的支援加算 しゅうちゅうてきえん かさん	きょうど こうどう しょうがい りようしゃ じょうたい あつか ばあい こういき 強度行動障害がある利用者の状態が悪化した場合に、「広域的支援人材」を事業所に招くかオンラインを活用して集中的な支援を行った場合に算定	1000 単位/回 たんい かい
緊急時受入加算 きんききゆうじ うけいれ かさん	しょうがい とくせい きいん きんききゆうたい さい やかん しえん おこな 障害の特性に起因する緊急事態などの際、夜間に支援を行う場合に算定	100 単位/日 たんい にち
在宅時生活支援サービス加算 ざいたくじ せいかつしえん かさん	しやうたく せいふく しょうがい りようしゃ じきようしよ ひよう ふたん ばあい 在宅でサービス提供を受けるにあたって居宅介護や重度訪問介護が必要な利用者に、事業所がその費用を負担した場合に算定	300 単位/日 たんい にち
社会生活支援特別加算 しゃかい せいかつしえん とくべつ かさん	しょうなんいん けいむしよ たいしよ りようしゃ いりようかんさつほう たいしやう 少年院や刑務所を退所した利用者や医療観察法の対象である利用者などに、研修や職員体制などの要件を満たす事業所がサービス提供した際に算定	480 単位/日 たんい にち
ピアサポート実施加算 ぴあサポート じっし かさん	ぴあサポート けんしきゆう しゅうりやう しょうがい しょくいん ピアサポート研修を修了した障害のある（あった）職員などを、所定要件を満たすように配置して支援を実施した場合に算定	100 単位/月 たんい つき
地域協働加算 ちいき きやうどう かさん	せいさんかつどう いっかん じもと きぎやう じちたい じゆうみん きやうどう 生産活動の一環として地元企業や自治体、住民などと協働し、その取り組みをWEBなどで公表した場合に算定	30 単位/日 たんい にち
障害福祉サービスの体験利用支援加算 しょうがいふくし たいけん りよう しえん かさん	りようしゃ ちいきいこう しえん つう しょうがいふくし たいけんりよ 利用者が、地域移行支援を通じて障害福祉サービスを体験利用した際に算定	500 単位/日 たんい にち (1～5日目) 250 単位/日 たんい にち (6～15日目)
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ふくし かいご しょういんしやうかい かいぜん かさん	こうせい ろうどう たいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういんとう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所に対して算定	所定単位数に 9. 3%を乗じた 単位数で算定 しよてい たんい すう じやう かんてい
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ふくし かいご しょういんしやうかい かいぜん かさん	こうせい ろうどう たいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういんとう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所に対して算定	所定単位数に 9. 1%を乗じた 単位数で算定 しよてい たんい すう じやう かんてい

ふくし 福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅲ）	こうせい ろうどう だいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういん 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎよちや ちんぎん かいぜんとう じつし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして どうふけん ちじ また しちょうそん ちょう とど で じぎょう しょ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよてい たんい すう 所定単位数に 7. 6%を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定
ふくし 福祉・介護職員処遇改善 加算（Ⅳ）	こうせい ろうどう だいじん さだ きじゆん てきごう ふくし かいご しょういん 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎよちや ちんぎん かいぜんとう じつし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして どうふけん ちじ また しちょうそん ちょう とど で じぎょう しょ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよてい たんい すう 所定単位数に 6. 2%を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定

利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用した
ビス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

く ぶん 区 分	せたい しゅうにゅうじょうきよう 世帯の収入状況	げつがく ふたん じょうげんがく 月額負担上限額
せいかつ ほご 生活保護	せいかつ ほご じゅききゆう せたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得	しちょうそんみんぜい ひかぜい せたい ちゅう 市町村民税非課税世帯（注1）	えん 0円
いっばん 一般 1	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい しよとく わり まん えん ちゅう みまん 市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） にゅうしよしせつりようしゃ さいいじよう のぞ りようしゃ のぞ ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	えん 9,300円
いっばん 一般 2	じようき いがい 上記以外	えん 37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね670万円以下が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゅ べつ 種 別	せたい はんい 世帯の範囲
さい いじよう しょうがいしゃ 18歳以上の障害者 しせつ にゅうしよ さい のぞ （施設に入所する18、19歳を除く）	しょうがい かた はいぐうしゃ 障害のある方とその配偶者
しょうがいじ 障害児 しせつ にゅうしよ さい ふく （施設に入所する18、19歳を含む）	ほごしゃ ぞく じゅうみん きほん だいちよう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 自立支援給付費対象外サービスの料金

7. サービスの内容の（2）自立支援給付費対象外サービスに従ってを徴収いたします。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振込み 大垣共立銀行 揖斐支店 当座 NO. 51805

社会福祉法人大和社会福祉事業センター 理事長 大岩 寿喜子